長農振第385号 令和6年1月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)		長浜市
		(25203)
		高月町熊野
(地域内農業集落名)		(高月町熊野)
夕詳の は用た取り		令和5年12月18日
協議の結果を取り	まとめた平月ロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

特定の担い手(法人)が対象農地の6割を超えて耕作する当該地域は、1haを超える耕作をする非担い手もおり、 水稲を中心に麦などの転作作物も作付けしている。他集落からの入り耕作者が規模縮小の動きを見せていること や、圃場管理レベルの低下による景観・環境の悪化も懸念されることから、対策が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

用水不足に対して、麦作可能な担い手は水系を考慮した転作を実施していく。 地区内の9割程度が減農薬減化学肥料による生産に取り組んでいるため、今後も継続し、さらなる高付加価値化 を進めていく。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•		
	区域内の農用地等面積	37.8 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37.8 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	担い手を中心とした集積、集約化を進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図ってい
	ζ.,
	 (3)基盤整備事業への取組方針
	今のところ取組予定はない。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	「県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。
	一
	(E) 曲米切豆如人物の曲米土板リードュホ米米が、の曲ル米モベのブロナA
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	今のところ予定はない。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機·減農薬·減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他
	【選択した上記の取組方針】